

第2章

働き方をめぐる環境の変化とワーク・ライフ・バランスの実現

我が国においては、少子高齢化が進行する中で、女性や高齢者の労働参加が進むことにより、近年労働力供給が増加している。一方で、一般労働者の労働時間はほぼ横ばいで推移し、子育て世帯を中心に依然として長時間労働者の割合が高い等の働き方が続いている。こうした中、女性の労働参加の進行、共働き世帯が増加するなど働き方をめぐる環境が変化しており、ワーク・ライフ・バランス³¹の面で様々な課題が生じている中で、働き方の見直しが求められる状況にある。

そこで、本章では、働き方をめぐる環境の変化とワーク・ライフ・バランスの実現をテーマとして、日本の労働市場の動向を労働時間、世帯の状況を中心に概観し、働き方をめぐる環境の変化が育児・介護等の家庭生活にどのような影響を与えているのかを確認する。その上で、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業では様々な取組が行われつつあるが、こうした取組によってどのような効果が期待されるのか考察するとともに、取組をより効果的なものとするためにはどのような課題があるのかを探ることとする。さらに、近年の技術革新により、テレワークを代表とする新しい働き方が注目されているが、こうした技術革新の動向やワーク・ライフ・バランスの実現に与える影響について示す。

第1節 働き方をめぐる環境の変化

本節では、我が国のワーク・ライフ・バランスの状況について、労働時間、休暇の観点から概況を確認する。特に、女性の労働参加が進行する中で、労働時間や世帯の状況の変化を概観し、育児・介護といった働く方が抱えるワーク・ライフ・バランスの問題にどのような影響を与えているかみていく。さらに、今後、少子高齢化が一層進行することが見込まれる中、この問題への対応がますます重要な課題となっていくことを示す。

1 我が国のワーク・ライフ・バランスの概況

●一般労働者の労働時間が横ばいの中、パートタイム労働者の労働時間は減少傾向

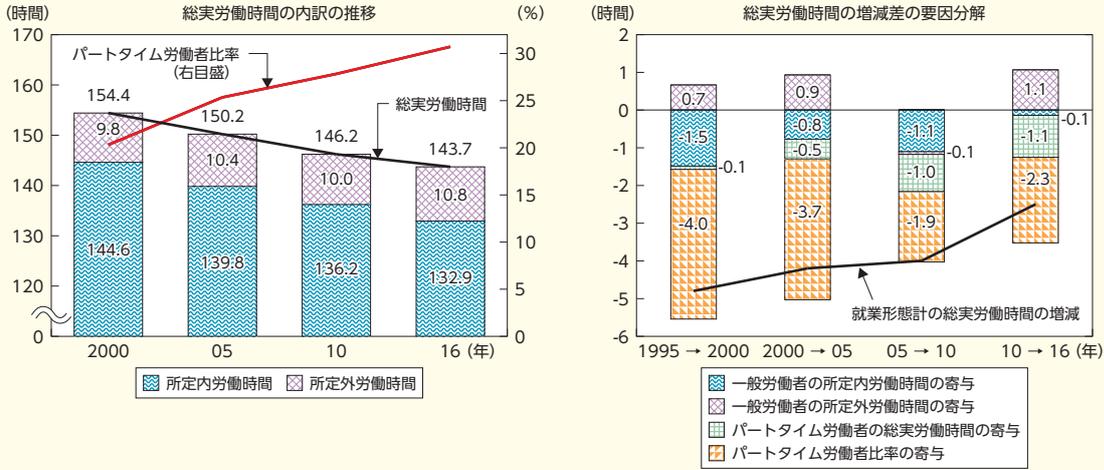
まず、我が国のワーク・ライフ・バランスの概況について確認する。ワーク・ライフ・バランスについてここでは、労働時間と休暇の状況に着目し、データを用いて整理する。

初めに、労働時間の状況を概観しよう。第3-(1)-1図の左図により、月間総実労働時間をみると、2000年以降、緩やかな減少傾向となっており、2016年では143.7時間と2000年と比べて10.7時間減少した。次に、右図により、総実労働時間の増減要因をみていこう。近年、パートタイム労働者比率の上昇及びパートタイム労働者の総実労働時間の減少がほぼ一貫して就業

31 本章では「ワーク・ライフ・バランス」は、仕事と生活の調和を指すものとする。

第3-(1)-1 図 月間総実労働時間の推移と増減差の要因分解

○ パートタイム労働者比率の上昇とパートタイム労働者の総実労働時間の減少により、全体の総実労働時間が減少している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

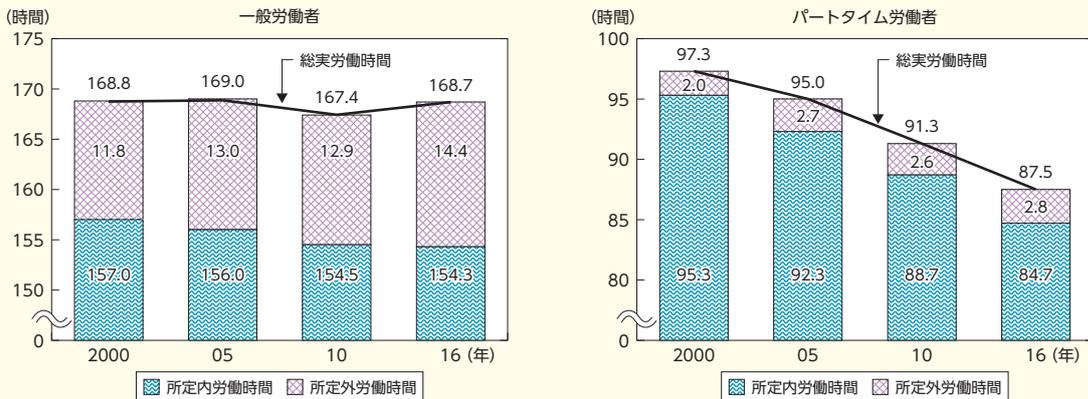
- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上、就業形態計の数値。
 2) 総実労働時間は所定内労働時間と所定外労働時間の合計。
 3) 要因分解の計算式は以下のとおり。各5年間(2010年から2016年は6年間)の増減差をみたものである。

$$\Delta P = (1-\bar{r})\Delta Q \text{ (一般労働者の所定内労働時間の寄与)} \\
 + (1-\bar{r})\Delta R \text{ (一般労働者の所定外労働時間の寄与)} \\
 + \bar{r}\Delta S \text{ (パートタイム労働者の総実労働時間の寄与)} \\
 + \Delta r(\bar{S}-\bar{Q}-\bar{R}) \text{ (パートタイム労働者比率の寄与)}$$

P: 就業形態計の総実労働時間
 Q: 一般労働者の所定内労働時間
 R: 一般労働者の所定外労働時間
 S: パートタイム労働者の総実労働時間
 r: パートタイム労働者比率
 Δ: 当年と前年の増減差
 -: 当年と前年の平均

第3-(1)-2 図 一般労働者、パートタイム労働者の月間総実労働時間の推移

○ 一般労働者の総実労働時間がおおむね横ばいで推移している中、パートタイム労働者の総実労働時間は減少傾向で推移している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 事業所規模5人以上、調査産業計。
 2) 総実労働時間については、第3-(1)-1図(注)2)を参照。

形態計の総実労働時間の減少に寄与しているが、ここ数年では、パートタイム労働者の総実労働時間の減少の寄与が大きくなっていることが分かる。

さらに、第3-(1)-2図により、一般労働者、パートタイム労働者それぞれの月間の労働時

間をみていこう。一般労働者の総実労働時間はおおむね横ばいで推移しており、2016年では、168.7時間と2000年と比べて0.1時間減少している。このうち、所定内労働時間は154.3時間、所定外労働時間は14.4時間となっており、所定外労働時間の割合がやや高まっている。

また、パートタイム労働者の総実労働時間は減少傾向で推移しており、2016年は87.5時間と2000年と比べて9.8時間減少している。これは、より短い労働時間で働くパートタイム労働者が増加することによって全体の平均が押し下げられたこと等が要因として考えられる³²。

●長時間労働者は減少しているが依然として1割を超えており、子育て世代女性の長時間労働はあまり減っていない

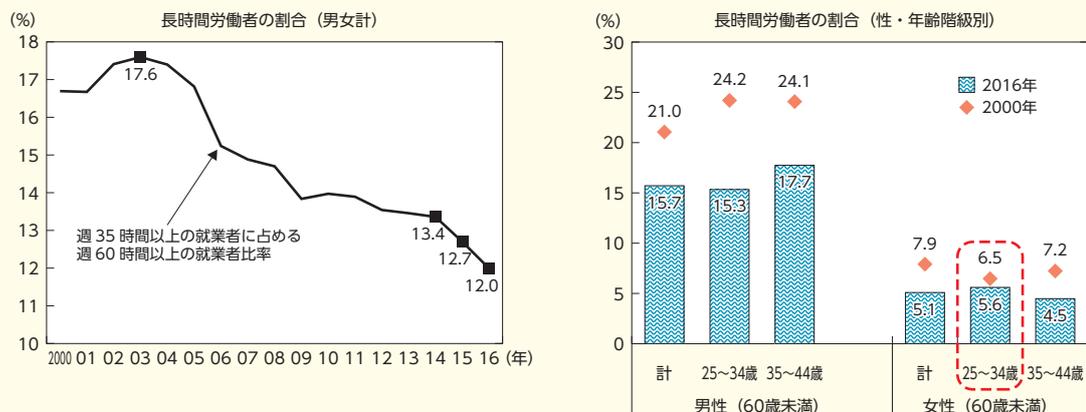
先にみたように、総実労働時間は全体では緩やかな減少傾向にあるが、一般労働者で見ると、横ばい傾向となっている。我が国は国際的にみても長時間労働者の割合は大きく、また、長時間労働はワーク・ライフ・バランスの問題に大きく影響することから、長時間労働の状況を見ることは重要である（付3-(1)-1図）。ここでは、パートタイム労働者の影響を除くため、第3-(1)-3図により、月末1週間の就業時間が週35時間以上の労働者に着目し、そのうち週60時間以上働いた方の割合をみてみよう。

まず、第3-(1)-3図の左図で男女計をみると、2003年には17.6%であったが、2016年では12.0%と約3割低下し改善が進んでいる。しかし依然として、10%を超える水準となっている。

次に、右図で男女別にみると、男性の方が一貫して割合が高い状況が続いており、2016年は60歳未満の男性が15.7%、女性が5.1%となっている。また、年齢階級別にみると、育児を担う割合が高い層である35~44歳の男性、25~34歳の女性の長時間労働者の割合が平均より

第3-(1)-3図 性・年齢階級別にみた週60時間以上の就業者の割合

- 週60時間以上の就業者は、2003年以降減少しているが、依然として1割以上の水準となっている。
- 男女とも長時間労働者の割合は減少しているが、子育て世代の女性は長時間労働者の減少幅が小さい。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 週35時間以上の就業者に占める週60時間以上の就業者比率を示したものであり、2011年は、岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた数値。
 2) 非農林就業者について作成したもの。

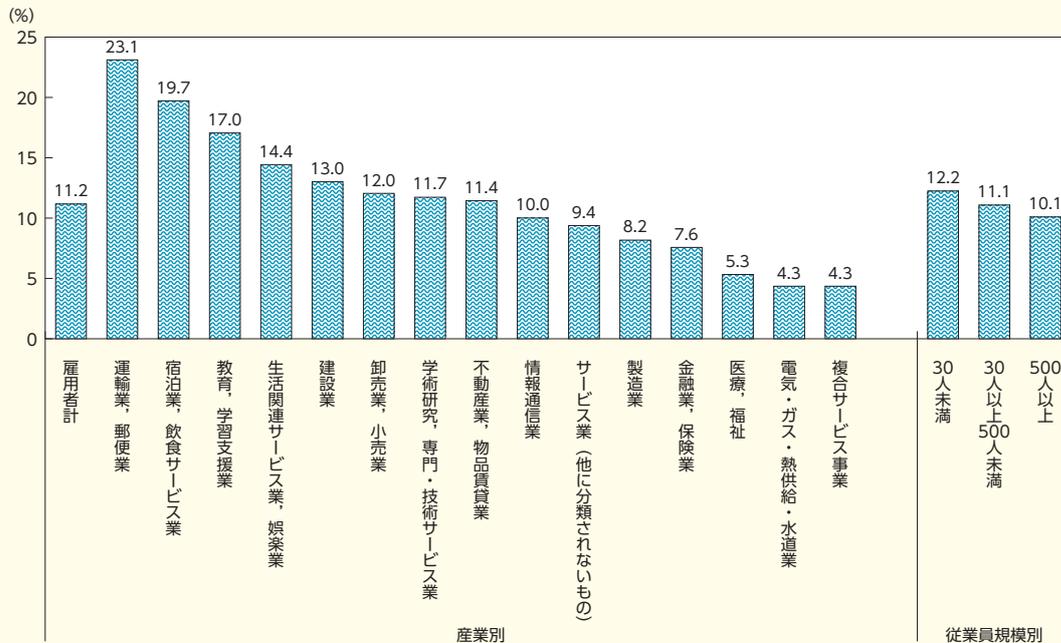
32 「平成28年版労働経済の分析」第1章第3節第1-(3)-6図を参照。月末1週間の就業時間が35時間未満のパート・アルバイトの割合は2016年で75.5%と2007年の70.8%より4.7%ポイント増加している。

高くなっている状況がうかがえる。さらに、2000年からの変化を詳細にみると、男性、女性ともに長時間労働者の割合は低下しているが、25～34歳の女性については低下幅が小さい。男性の長時間労働者の割合が依然として高水準で推移する中、子育て世代女性の25～44歳における長時間労働者の割合がほとんど変化していないことは、子育て世代の層を中心にワーク・ライフ・バランスに課題があることが示唆される。

また、第3-(1)-4図により産業・従業員規模別に雇用者の状況を見てみると、産業別では「運輸業，郵便業」で23.1%と最も高くなっており、次いで「宿泊業，飲食サービス業」が19.7%となっている。従業員規模別にみると、従業員規模が最も小さい30人未満のところでは12.2%と最も高くなっているものの、従業員規模間で長時間労働者の割合に大きな差はみられない。

第3-(1)-4図 産業・従業員規模別にみた就業時間が60時間以上の雇用者の割合

○ 長時間労働者の割合は「運輸業，郵便業」「宿泊業，飲食サービス業」で高くなっている。従業員規模が小さいほど高くなっているが、他と比べて大きな差はみられない。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」（2016年）をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 週就業時間35時間以上の雇用者に占める週60時間以上の雇用者の割合。
2) 非農林雇用者について作成したもの。

コラム3-1 「過労死等ゼロ」に向けた対策の強化

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたほか、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」に基づき「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）が定められるなど、長時間労働対策の強化は喫緊の課題となる中、厚生労働省では、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、長時間労働対策について、省をあげて取り組んでいる。また、過労死等の防止に向けた社会的関心も高まっており、こうした状況の下、平成28年12月26日に長時間労働削減推進本部を開催し「「過労死等ゼロ」緊急対策」を策定した。

本対策のなかでは、

- 1 違法な長時間労働を許さない取組の強化
- 2 メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化
- 3 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化

の三つを対応の柱に掲げている。

さらに、労働時間の適正把握を徹底するため、平成29年1月20日付けで「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定した。

本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として、

- 1 始業・終業時刻の確認及び記録
- 2 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法
- 3 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置
- 4 賃金台帳の適正な調製
- 5 労働時間の記録に関する書類の保存
- 6 労働時間を管理する者の職務
- 7 労働時間等設定改善委員会等の活用

を定めている。

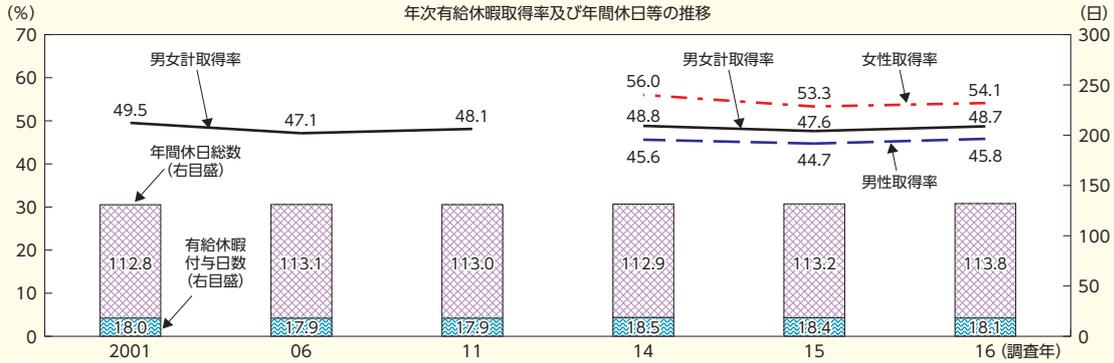
●年次有給休暇取得率は男女計で5割を下回る水準から変化していない

続いて、休暇の状況について確認していこう。第3-(1)-5図で、年間休日総数及び年次有給休暇付与日数をみると、ほぼ横ばいで推移している中、年次有給休暇の取得率も同様に変化がみられず、男女計の取得率は5割を下回る状況にとどまっている。さらに、男女別にみると、女性の方が取得率はやや高いものの、男性との差は縮小しており、男女にかかわらず取得率の向上が課題となっている。

これまでみたように、我が国の働く方の総実労働時間は減少傾向にあるものの、一般労働者を中心に依然として長時間労働者は一定程度存在しており、また、男性における割合が依然として高水準で推移する中、特に子育て世代女性の割合の減少幅が小さいことが分かった。さらに、休暇についてみると、年間休日総数、年次有給休暇付与日数ともに横ばいで推移する中、年次有給休暇取得率は男女計で5割を下回り、男性と女性の差は縮小してきている状況が確認できた。このような点から、男性のみならず、近年では特に女性における、ワーク・ライフ・バランスの実現も大きな課題であることが分かる。そこで、近年なぜ女性におけるワーク・ラ

第3-(1)-5図 年次有給休暇取得率及び年間休日等の推移

○ 年次有給休暇の取得率は、5割を下回る水準から変化していない。また、女性の取得率はやや高いものの、男性との差は縮小している。



資料出所 厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 取得率は、取得日数計/付与日数計×100(%)である。
 2) 年間休日総数及び有給休暇付与日数は、労働者1人平均である。
 3) 休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた週休日(日曜日、土曜日などの会社指定の休日)及び週休日以外の休日(国民の祝日・休日、年末年始、夏季休暇、会社記念日などで会社の休日とされている日)をいう。
 4) 付与日数には、繰越日数を含まない。
 5) 2008年及び2015年で、調査対象が変更になっているため、時系列比較には留意が必要。
 2007年まで：本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業
 2008年から2014年まで：常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業
 2015年以降：常用労働者が30人以上の民間企業(複合サービス事業、会社組織以外の法人(医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等)を含む。)

イフ・バランスがより課題となっているのか、その背景を探ることとする。

2 女性の労働参加の進行とワーク・ライフ・バランスの問題

●我が国の女性の労働参加は子育て世代を中心に進行

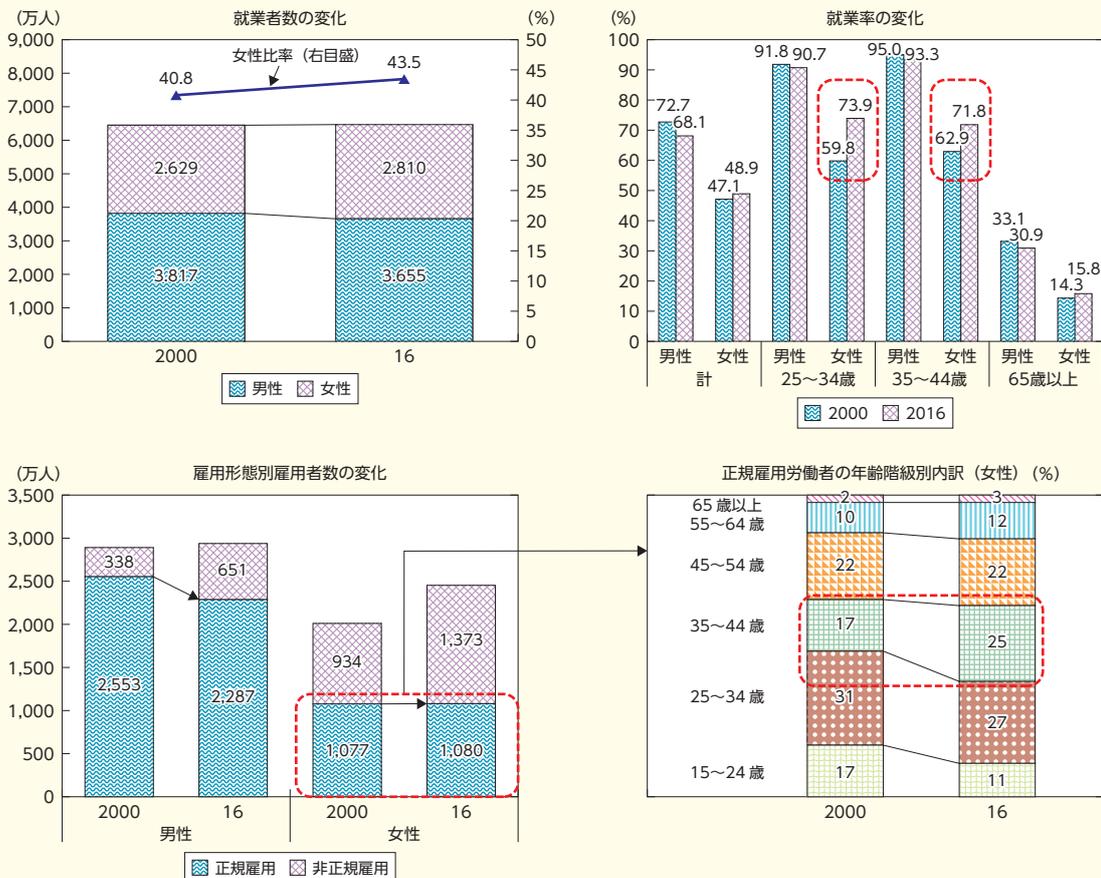
コラム1-1で触れたように、我が国において少子高齢化が進行している中、女性の労働参加が進んでいるが、その一方で依然として家庭責任の大部分を女性が担わざるを得ないような状況も残っている。そうした中で、女性の長時間労働の改善に遅れがみられることは、ワーク・ライフ・バランスの問題として重要である。実際、1990年代以降やや長期的にみていくと、女性の就業者数が大きく増加する³³など女性が積極的に労働参加していることが分かる。この点について、データを用いながら、2000年以降の動きを確認してみよう。

まずは、第3-(1)-6図により、我が国における就業者数の変化を男女別にみてみよう。男性は2000年の3,817万人が2016年では3,655万人と162万人減少している一方で、女性は2016年の就業者数が2,810万人と2000年の2,629万人から181万人増加し、女性比率も43.5%と上昇している³⁴。

33 総務省統計局「労働力調査」によると、女性の就業者数は1990年から2016年で274万人増加している。
 34 産業別の雇用者の動向をみると、女性の雇用者の割合が高い「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」等で増加する一方、男性の雇用者の割合が高い「建設業」「製造業」等で減少していることがうかがえる。このように、我が国全体の第3次産業化が全般的に進行し、第3次産業における労働需要が高まる中で、女性の労働参加の進行がこれらの産業における労働需要の増加を充足しているといった側面があることがうかがえる(付3-(1)-2図)。

第3-(1)-6図 女性の労働参加の状況

- 女性の就業者数が増加しており、子育て世代で就業率の上昇幅が大きい。
- 女性の正規雇用労働者数は変わらない中、年齢階級別でみると25～44歳が増えている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」、下2図の2000年は「労働力調査特別調査」、2016年は「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には留意が必要。

また、就業率の変化をみると、高齢化が進む中、2000年と比較して男性は低下しているものの、女性は上昇していることが分かる。年齢階級別にみると、65歳以上の就業率の上昇幅と比較して、特に子育て世代である20代後半から40代前半にかけての女性における上昇幅は大きくなっている。

さらに、男女・雇用形態別雇用者数の変化を確認する。非正規雇用労働者は男性よりも女性の方が多い状況が続いており、2016年の女性の非正規雇用労働者数は1,373万人と、男性の651万人の2.1倍となっている。2000年と比較して2016年の男性の正規雇用労働者が減少し、女性がほぼ横ばいである中、年齢階級別に女性の正規雇用労働者の割合を確認すると、35～44歳で大きく上昇しており、子育て世代の女性を中心に正規雇用労働者が増加していることが示唆される。実際、正規雇用労働者の増減をみても2000年と比較して35～44歳の女性では増加し、25～34歳の女性についても人口が減少する中、人口の減少幅ほどには正規雇用労働者が減少しておらず、子育て世代の女性における正規雇用労働者が増加傾向にあることがうかがえる（付3-(1)-3図）。

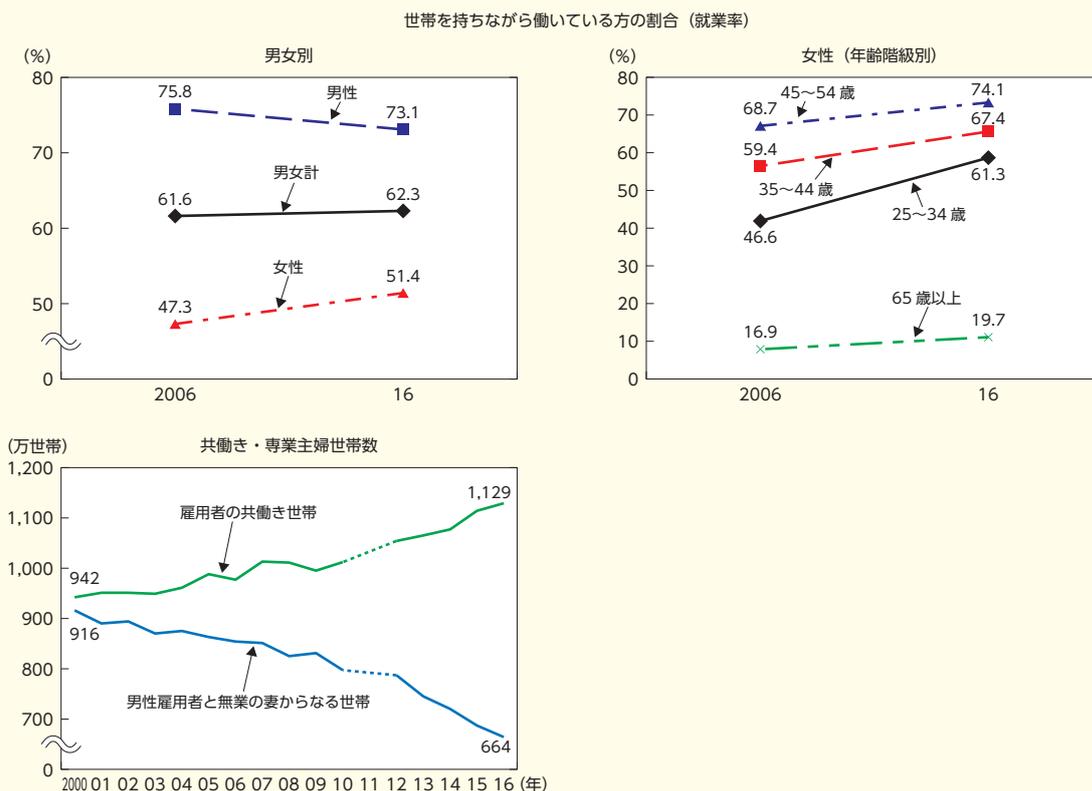
●配偶者のいる女性の労働参加が進み、共働き世帯が増加

これまでの分析で、20代後半から40代前半の女性を中心に非正規雇用労働者と比較して相対的に労働時間が長い正規雇用労働者が増加していることが分かったが、子育てなど生活面での課題への対応は世帯単位で行うことが多いことから、世帯単位で働く方の動向を確認していくことも重要である。そこで、以下では世帯に注目して、その動向を確認していこう。第3-(1)-7図により、我が国の世帯を持ちながら働く方の就業状況について概観する。左上図により、世帯を持ちながら働いている方の割合（就業率）の推移を確認すると、男女計の就業率は上昇しているが、男女ではその動きに差があり、男性は低下している一方、女性では上昇している。そこで、右図で女性について年齢階級別にその動向を確認すると、特に子育て世代である20代後半から40代前半までの層で大きく就業率が上昇していることが分かる。

また、左下図をみると、男性雇用者と無業の妻からなる世帯（いわゆる「専業主婦世帯」）が減少する一方で共働き世帯が一貫して増加し、2016年には1,129万世帯と専業主婦世帯の

第3-(1)-7図 世帯を持ちながら働いている方の割合と共働き・専業主婦世帯数の推移

- 世帯を持ちながら働いている方の割合は女性で上昇しており、特に子育て世代を中心に増えている。
- 共働き世帯数は専業主婦世帯数を上回って推移しており、2016年で1.7倍となっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」、左下図2000～2001年は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 有配偶の就業者を「世帯を持ちながら働いている方」としている。就業率は、有配偶の15歳以上人口に占める、有配偶の就業者の割合を示す。
 2) 左上図、右図はデータの制約より、2006年からの変化をみている。
 3) 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 4) 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 5) 左下図の2011年は、東日本大震災の影響により、全国の調査結果が公表されていないため、2010年と2012年のデータを点線で接続している。
 6) 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には留意が必要。

664万世帯の1.7倍となっている。このことから、特に配偶者のいる女性の労働参加が近年進行しており、共働き世帯が増加していることが分かる。

これまでの分析から、世帯を持ちながら働いている女性の増加については、人口が多い高齢者の労働参加も寄与していると考えられるが、就業率の上昇幅を考えると、20代後半から40代前半で共働き世帯である女性の労働参加も進んでいるものと推測される。また、前述したように、最近では子育て世代の女性を中心に正規雇用労働者が増加しており、子育て世代の共働き世帯女性で正規雇用労働者が増加している可能性が高いことが示唆される。

このことから、子育て世代の女性において、非正規雇用労働者と比較して相対的に労働時間が長い正規雇用労働者を中心に労働参加が進んでいることや、共働き世帯の増加が女性のワーク・ライフ・バランスが以前にも増して課題となっている背景の一つとして考えられる。

●ワーク・ライフ・バランスが男女ともに大きな課題。特に共働き世帯や長時間労働者でより大きな課題となっている

これまでの分析において、子育て世代を中心に女性で共働きである方の労働参加が進んでいることが分かったが、実際ワーク・ライフ・バランスについて、共働きである方はどのように考えているのだろうか。この点について、内閣府やリクルートワークス研究所の調査を用いて確認する。

まず、世帯での状況を確認する前に、第3-(1)-8図の上図で長時間労働者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を確認する。世帯人数にかかわらず、一般的に長時間労働になればなるほどワーク・ライフ・バランスが実現しづらくなると考えられるが、その状況を確認すると、1日の労働時間が10時間以上である長時間労働者の方が、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実が乖離していることが分かる。また、左下図でワーク・ライフ・バランスの実現度を示すと考えられる「労働時間と生活満足度の関係」をみても、男女とも労働時間が長くなるほど、生活の満足度が低下しており、週60時間以上の場合には、男女とも生活に満足している方の割合は4割を下回っていることが分かる。

このことから、非正規雇用労働者と比較して相対的に長時間労働になりやすい正規雇用労働者はワーク・ライフ・バランスが実現されていない可能性が高く、さらに男女ともに正規雇用労働者として働いている共働き世帯を中心にワーク・ライフ・バランスはより課題となっていることが想定される。

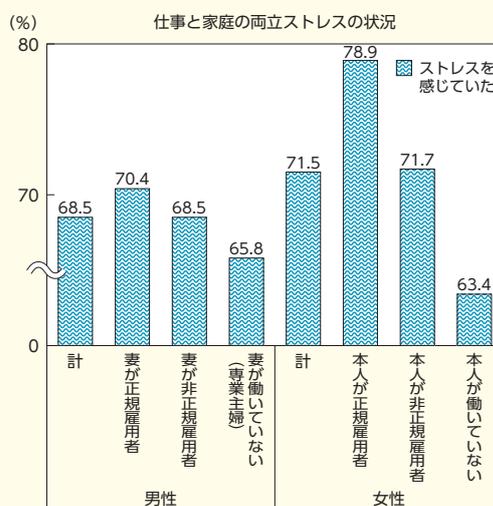
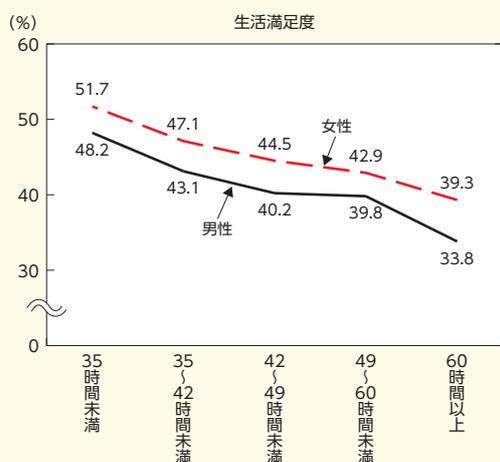
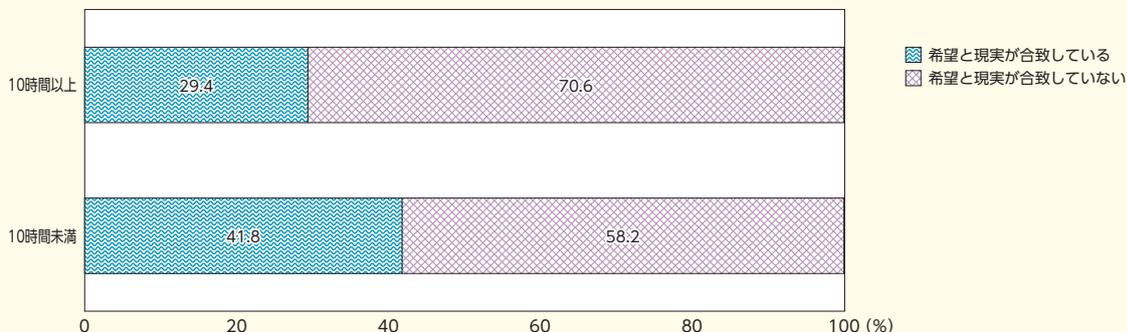
そこで、右下図でリクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」を用い、この点を確認する。初めに、昨年1年間でワーク・ライフ・バランスにストレスを感じている、すなわち課題を抱えている可能性が高いと考えられる方の割合をみると、男性計が68.5%、女性計が71.5%と男女ともに6割を超える状況にあり、かつ女性の方が高くなっている。次に、世帯の状況別にみても。配偶者がいる女性について、本人の雇用形態別の状況を見ると「正規雇用者」「非正規雇用者」「働いていない」の順にストレスを感じている方の割合が高くなっている。また、配偶者のいる男性に対し、配偶者の雇用形態別の状況をもみても、配偶者が「正規雇用者」「非正規雇用者」「働いていない（いわゆる「専業主婦」）」の順にその割合が高くなっている。このように、専業主婦世帯に比べ、共働き世帯の方が、さらに「正規雇用者」同士で働いているの方が男女ともストレスを感じている度合いがより大きく、ワーク・ライフ・バランスがより大きな問題となっている状況がうかがえる。

要約すれば、労働時間が長くなるほど、ワーク・ライフ・バランスの実現により大きな影響

第3-(1)-8図 ワーク・ライフ・バランスに問題を抱えている方の状況

- 一日の労働時間が10時間以上の方は、ワーク・ライフ・バランスについて希望と現実が合致している割合が比較的低く、男女とも労働時間が長くなるほど生活満足度が低下している。
- 女性を中心に、共働き世帯では仕事と家庭の両立に対するストレスを感じる度合いが大きい。

一日の労働時間別 ワーク・ライフ・バランス希望と現実の合致状況 (正社員)



資料出所 内閣府「ワーク・ライフ・バランスに関する個人・企業調査」(2014年)、(株)リクルートホールディングスリクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」(2016年)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 上図は「あなた自身の、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についてどう感じていますか」という質問に対して、「希望に近いもの」「現実に近いもの」の回答が一致している場合を「希望が現実と合致している」としている。
- 2) 左下図は就業者を対象、労働時間は2015年12月時点の週当たり平均労働時間。
- 3) 右下図は「あなたは、昨年1年間(2015年1月~12月)、ご自分の仕事と家庭生活の両立についてストレスを感じていましたか。」という質問に「強く感じていた」「感じていた」「少し感じていた」を選んだ者の割合。男性は正規雇用のうち配偶者がいる者。女性は2015年1年間に少しでも働いた配偶者がいる者。

を与えること、また、我が国において、女性の労働参加が進み、共働き世帯が増加するといった、労働市場をめぐる環境が変化する中で、ワーク・ライフ・バランスの課題はこれまで以上に重要性を増していることがデータからも分かった。

3 我が国の勤労者世帯の変化と課題

● 夫の収入が高い世帯を中心に女性の就業率が上昇

前述したとおり、我が国においては、近年、子育て世代を中心に共働き世代が増加し、ワーク・ライフ・バランスに課題があることが分かった。そこで、ここではなぜ近年になり共働き世代が増加しているのか、その背景を検証することとする。その背景として考えられる要因と

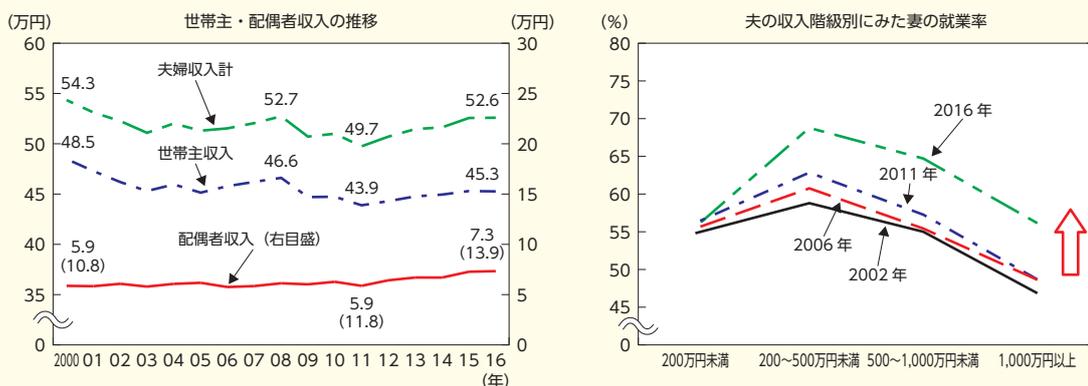
しては、①我が国において低成長が続く中、家計補助的な意味で働く方が増加したのではないかと、②女性の就業に対する意識が変化してきた結果、子育て中であっても働きたいと考える女性が増加したのではないかなどが考えられる。働く理由は多岐に渡るため、その他の要因もあるとは想定されるが、ここではこの2つの観点进行分析する。

まず、前者①について確認するため、第3-(1)-9図により、二人以上の世帯のうち勤労者世帯について、60歳未満の世帯主の1か月間の勤め先収入の推移をみると、2000年から2011年にかけて48.5万円から43.9万円に減少した後、緩やかに増加し、2016年には45.3万円となっている。また、勤労者世帯における配偶者の勤め先収入の推移をみてみよう。60歳未満の現役世代でみると、世帯主収入が2000年から2011年にかけて減少した後、2016年にかけて増加する中、配偶者収入は増加傾向で推移しており、2000年の5.9万円から2016年には7.3万円となっている。世帯収入全体に占める配偶者収入の割合も増加傾向で推移し、2000年の夫婦収入に占める配偶者収入の割合は10.8%から2016年には13.9%となっており、特に2012年以降、配偶者収入の増加幅が大きくなる中で夫婦収入全体も増加していることが分かる。一般的には、夫の収入が高いほど妻の就業率が下がるという傾向が確認されるが、右図により、夫の収入分布別の妻の就業率をみると、2011年以降、夫の収入階級が高い世帯で妻の就業率の上昇幅が大きくなっていることが確認できる。

このように、2000年以降の共働き世帯の増加の要因として2000年から2011年にかけての世帯主の勤め先収入の減少に伴い、世帯収入の確保に向けた配偶者の就労行動が一因と考えられるが、2011年以降世帯主の勤め先収入が増加に転じた後も、配偶者の就業率の上昇率が大きくなっている。これは、雇用情勢の改善に加え、前述の②のような女性の就業に対する意識の変化がその要因と考えられるため、これらの状況についてみていこう。

第3-(1)-9図 世帯主・配偶者収入の推移と夫の収入階級別にみた妻の就業率の推移

- 世帯主収入が緩やかな増加傾向で推移する中、夫婦収入に占める配偶者収入の割合は増加傾向。
- 夫の収入が多いほど妻の就業率は低下する傾向にあるが、2016年は過去と比較して夫の収入が高い世帯で就業率が上昇。



資料出所 総務省統計局「家計調査」「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 二人以上の世帯のうち勤労者世帯。
 2) 左図の収入は1か月の勤め先収入。
 3) 夫婦収入計とは、世帯主夫婦の勤め先収入をいう。
 4) 左図の()内の数値(%)は夫婦収入計に対する配偶者収入の割合。
 5) 左図は60歳未満の数値。右図は世帯主の年齢が15歳以上の世帯に関する数値。
 6) 右図の2011年の数値は、基準人口を2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口に切替え週集計した、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の数値。
 7) 右図の収入は、仕事からの年間収入。就業率は夫婦のいる世帯に占める妻が就業者である世帯の割合を指す。

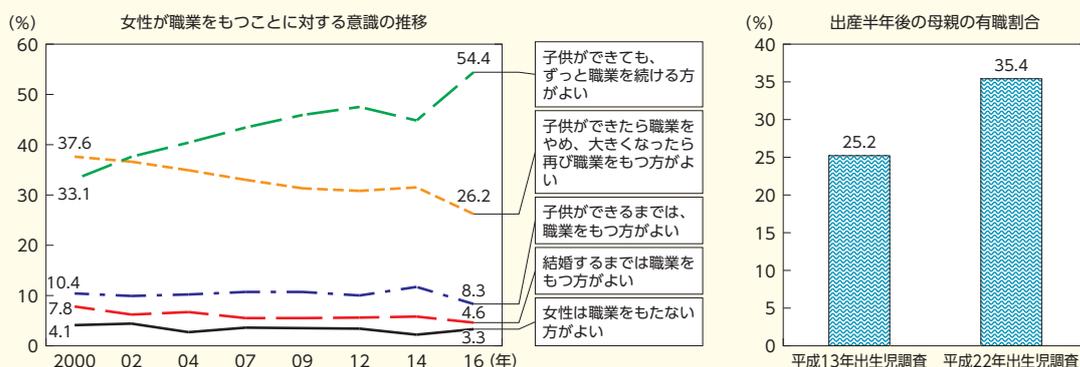
●女性の就業に対する意識が変化し、子供ができてもしっかり仕事を続けたいという方が増加

まず、第3-(1)-10図で女性が職業を持つことに対してどのような意識を持っているかみてみよう。左図により、2000年時点では「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と考える方の割合が37.6%と最も高く、次いで「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える方の割合が33.1%であったものの、2002年時点では逆転し、以降その差は拡大傾向で推移しており、2016年では差が28.2%ポイントにまで拡大している。また右図により、出産半年後の母親の有職割合をみると、約10年間で10%ポイント以上高まっており、女性の就業に対する意識が高いことがうかがえる。

以上のことから、雇用情勢が改善する中、最近では、家計補助的な意味で働くという観点よりむしろ女性の就業に対する意識が高いことが女性の労働参加につながったと考えられ、今後もこのような動向は続いていくと考えられる。このことから、今後も共働き世帯は増加することが考えられ、子育てに限らず介護との両立などワーク・ライフ・バランスを考えていく上で、世帯が抱える課題は以前にも増して顕在化していく可能性が高い。そこで、子育て、介護に焦点を当てて、世帯における仕事と育児・介護の両立について検証していく。

第3-(1)-10図 女性が職業をもつことに対する意識と出産半年後の母親の有職割合の推移

- 「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える方の割合は増加傾向で、2016年では半数を超えている。
- 出産半年後に仕事を持っている母親の割合は高まっている。



資料出所 厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2016年）をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 左図は20歳以上の方の数値。

4 人口減少社会における労働供給制約の克服に向けて

●育児・介護を理由に就労を断念した方は女性を中心に多く、潜在的に就業を希望する方も多い

これまで、女性の労働参加が進行し、共働き世帯が増加する中、依然として長時間労働者の割合も高い等、働き方をめぐる環境が変化しており、ワーク・ライフ・バランスは重要な課題となってきたことを確認してきた。また、女性の就業に対する意識の高まりを背景に共働き世帯は更に増加する可能性は高いと考えられる。このように、共働きが一般的になる中では、世帯において、仕事と子育てや介護の両立を図ることは以前にも増して重要になる。そこで、ここでは、仕事と子育てや介護の両立について、労働供給制約への対応の必要性という観点も

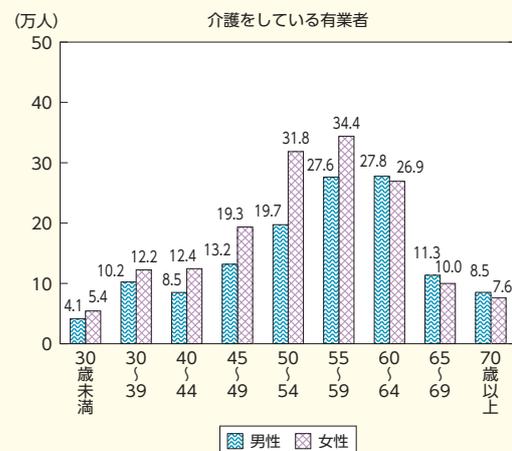
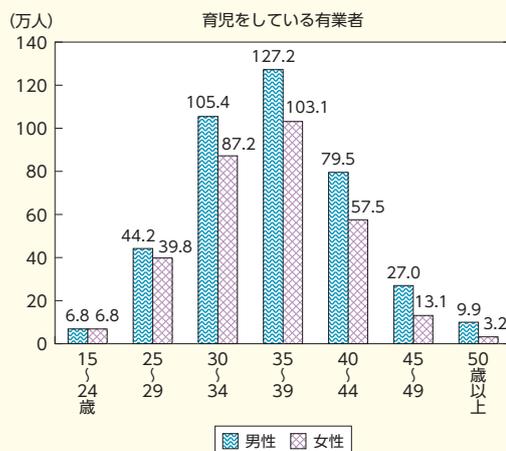
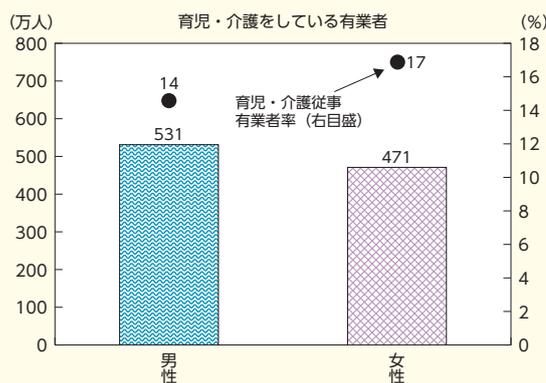
交えながら整理する。

まず、第3-(1)-11図で我が国の育児・介護をしている有業者の状況を確認してみよう。左上図によると、育児・介護をしている有業者は2012年で男女合わせて約1,000万人（男女ともに500万人前後）存在しており、割合としては男女とも15%前後となっている。年齢階級別にみると育児をしている有業者については、男女とも30～34歳、35～39歳、40～44歳層が多いことが確認できる。また年齢階級別に介護をしている有業者をみると、50～54歳、55～59歳、60～64歳層で多くなっている。

一方で、育児・介護等を理由に正規雇用や就業を断念している状況に置かれている方は多い。高齢化が進み、人手不足下にある我が国では、休暇制度を拡充するなど両立を図るための環境が更に整備されれば正規雇用を選択するなど、より働きたいと考えている可能性もある。第3-(1)-12図の左上図で、育児・介護を理由に離職した方の状況をみると、女性が多くなっており、2012年で男女合わせて育児理由では26万人、介護理由では10万人となっている。また、

第3-(1)-11図 育児・介護をしている有業者（男女別、年齢階級別）

- 育児・介護をしている有業者数は男女合わせて約1,000万人存在し、男女とも15%前後が育児・介護をしている。
- 育児をしている有業者数は30～44歳層が多く、介護をしている有業者数は50～64歳層が多い。

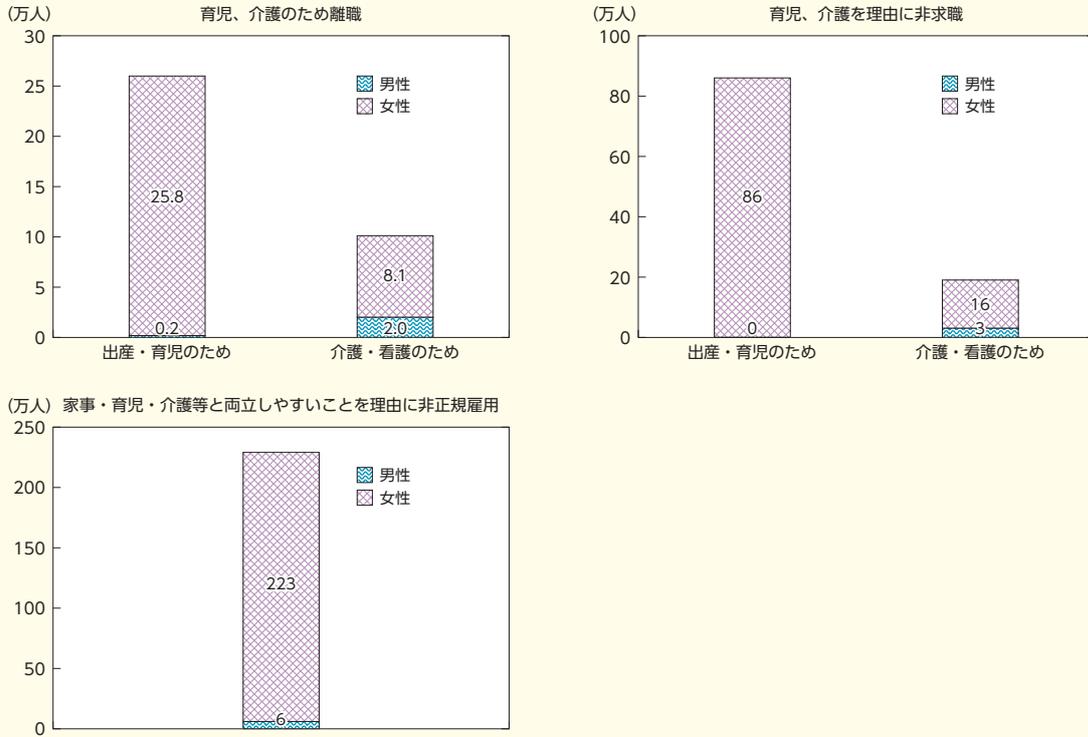


資料出所 総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 左上図について、育児・介護をしている有業者数は、育児をしている有業者数と介護をしている有業者数を合計した延べ人数で、男性の内訳は、育児が400万人、介護が131万人。女性の内訳は、育児が311万人、介護が160万人。
2) 育児・介護従事有業者率 = 育児・介護をしている有業者 / 有業者。

第3-(1)-12図 育児・介護を理由に就労を断念した方、非正規雇用労働者の状況

- 育児、介護を理由に離職した方は、2012年でそれぞれ26万人、10万人となっており、育児、介護を理由に求職活動が行えていない方は、2016年で86万人、19万人となっている。
- 家事・育児・介護等と両立しやすいという理由で非正規雇用労働者になっているものは、2016年で229万人となっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」「平成24年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 左上図は2011年10月～2012年9月の数値。右図、左下図は2016年の数値。

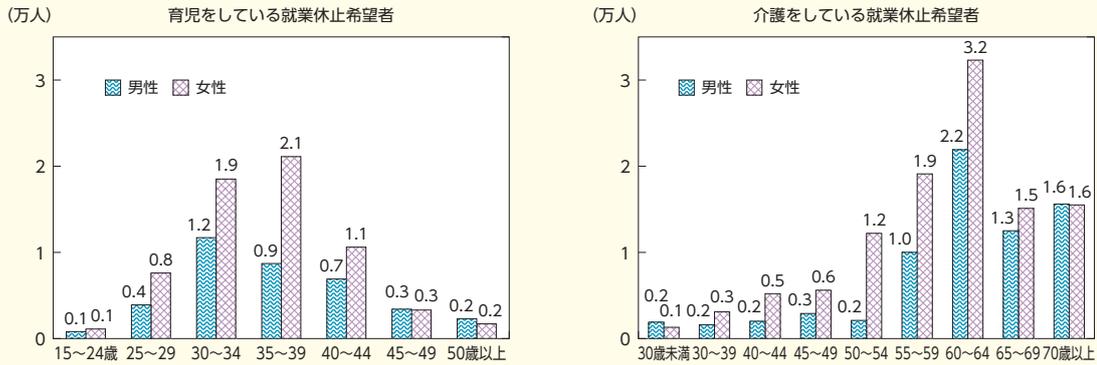
右図で就業を希望しながらも育児・介護を理由に求職活動を行っていない方々の状況を見ると、女性の方が多くなっており、男女計で見ると、2016年で育児では86万人、介護では19万人の方々が存在している。さらに、左下図によると、家事・育児・介護等と両立しやすいという理由で非正規雇用労働者になっている者は2016年で229万人となっている。

続いて、第3-(1)-13図で、育児・介護をしている有業者で就業休止を希望している方の状況を確認してみよう。育児・介護をしながら働いている有業者で就業休止を希望している方は育児で10万人、介護で18万人となっており、年齢階級別にみると、育児をしている方については30歳台層が多く、介護をしている方については50歳以降就業休止希望者が顕著に増加する傾向にある。

このように、労働供給制約下において、仕事と子育てや介護の両立が重要な課題である。

第3-(1)-13 図 就業休止希望者数（育児・介護をしている有業者、男女別、年齢階級別）

- 育児をしている者は、特に30歳台の層が就業休止希望者が多く、介護をしている者は、50歳以降顕著に就業休止希望者が増加している。



資料出所 総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 育児をしている就業休止希望者の男性計は3.8万人、女性計は6.4万人。介護をしている就業休止希望者の男性計は7.1万人、女性計は11万人。

● 団塊ジュニア世代が都市部で増加する中、地方で高齢者が増加

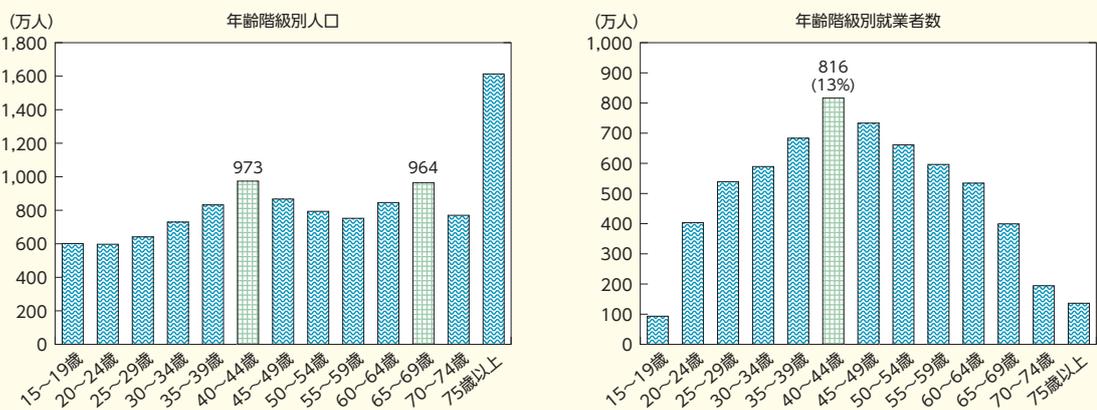
最後に、今後、高齢化がますます進行する見込みである我が国においては、特に仕事と介護の両立の問題への対応も一層重要な課題となってくるとみられているが、今後の見通しも含め、その状況について確認しておこう。

まず、我が国の人口の年齢構成の状況を確認してみよう。第3-(1)-14図の左図により、年齢階級別人口をみると、いわゆる団塊の世代（1947～1949年生まれ）に該当する65～69歳の層、いわゆる団塊ジュニア世代（1971～1974年生まれ）に該当する40～44歳の層の人口は964万人、973万人となっており、これは75歳以上を除く他のどの年代よりも多く、我が国の人口構成の大きな特徴となっていることが分かる。次に就業者の年齢構成の状況を見てみよう。2015年における団塊ジュニア世代が属する40～44歳の層が816万人と最も多く、就業者全体の13%を占めるなど、我が国における労働供給の大きな源泉となっていることがうかがえる。

そうした中、これまでみてきたとおり、介護をしている有業者及び介護をしている有業者で

第3-(1)-14 図 年齢階級別人口・就業者数

- 団塊の世代、団塊ジュニアの世代はそれぞれ65～69歳、40～44歳の範囲におさまり、964万人、973万人となっている。
- 団塊のジュニア世代の就業者数は816万人で、全体の13%を占めている。



資料出所 総務省統計局「平成27年国勢調査」「労働力調査」(2015年)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

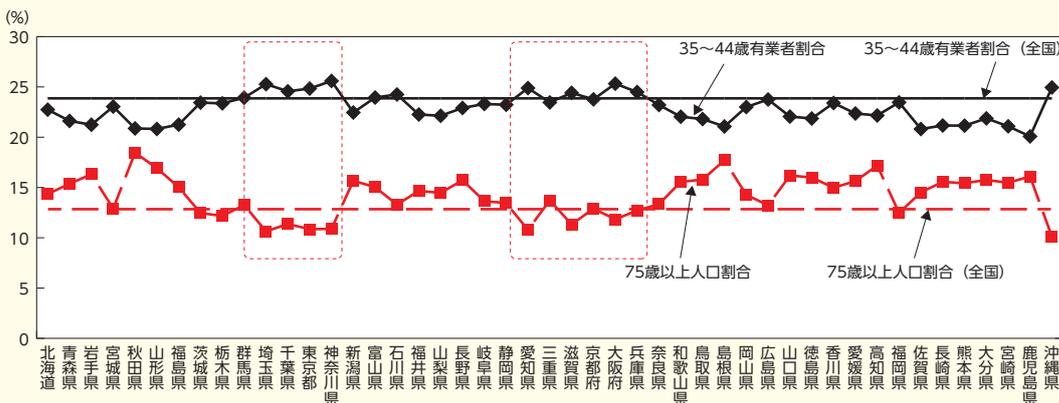
あって就業休止を希望する方は、50歳以降急激に増加しているが、今後、団塊ジュニア世代がこの年齢層に差し掛かることになることが見込まれる。さらに、2025年になると、団塊ジュニア世代の親の団塊の世代が全て75歳以上となり後期高齢者数も増加することが見込まれることから、これらの層における介護のニーズが大きくなることも見込まれる。

このように、団塊ジュニア世代の有業者は他の年齢層に比べて数が多いことに加え、今後、企業の中核的人材となっていくことも考慮すると、今後の労働力供給の確保という観点からも、仕事と介護の両立の問題への対応は一層重要な課題となると考えられる。なお、若いコーホートほど、介護をする方の割合が高くなるとの先行研究³⁵もあり、介護の影響が今後更に大きなものとなる可能性があることにも留意が必要である（付3-(1)-4図）。

また、第3-(1)-15図で都道府県別にみた団塊ジュニア世代が含まれる年齢層（35～44歳）の有業者割合と75歳以上（後期高齢者）人口割合を比較すると、首都圏を始めとした都市部では、35～44歳の有業者の割合が相対的に高い一方で、後期高齢者の割合が相対的に低く、地方では逆の傾向にあることが分かる。こうした状況が今後も続いた場合、都市部を中心に、地方にいる親の遠距離介護も大きな課題となる可能性が懸念される。

第3-(1)-15図 都道府県別にみた75歳以上の人口、団塊ジュニア世代の有業者割合

○ 都道府県別に75歳以上の人口割合と団塊ジュニア（35～44歳）有業者割合をみると、首都圏ほど75歳以上人口割合が低く、35～44歳有業者割合が高い。



資料出所 総務省統計局「平成27年国勢調査」「平成24年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

● 共働き世帯の増加など働き方をめぐる環境が変化の中で、育児・介護などの家庭生活と仕事の両立を図ることが課題

本節において、女性の労働参加が進行し、共働き世帯が増加するなど、働き方をめぐる環境が大きく変化する中で、ワーク・ライフ・バランスが重要な課題となってきたことをみてきた。こうした中、今後、高齢化が更に進行することが見込まれ、仕事と介護の両立の重要性が高まることも示唆された。

人口が減少し、労働力供給制約が見込まれる我が国では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が重要であり、それぞれの企業においても、こうした我が国を取り巻く状況の変化を踏まえ、これまでの働き方を見直していくことが求められる。

35 山田篤裕・酒井正（2016）「要介護の親と中高齢者の労働供給制約・収入減少」。また本分析では、慶應義塾大学経済学部山田篤裕教授にデータを提供いただいている。